

社会貢献の森『サントリー「天然水の森 赤城」』における  
国民参加の森林づくり活動の公表（協定の更新）

群馬森林管理署は、下記のとおり社会貢献の森『サントリー「天然水の森 赤城」』に関する協定を更新したので公表します。

記

1 協定相手方の名称

団体名 サントリーホールディングス株式会社

2 社会貢献の森「天然水の森 赤城」の概要

(1) 位置 北赤城山国有林 325林班ほか11林班

(2) 面積 約1,300 ha

(3) 主な活動内容、更新理由等

サントリーホールディングス株式会社は、良質な天然水が自社の事業活動の生命線という考え方から、「水と生きるSUNTORY」のことばどおり、良質な水の持続的な確保の一環として水源地域の森林整備に取り組んでいます。

同社は、平成20年12月に当署と協定を結んで以降、森林整備活動はもとより、森林の水土保持機能や鳥類等の野生生物に関する専門家を交えた調査・研究、社員による林業体験研修など多様な活動を実施してきました。

これらの活動は、地元の行政機関やNPO等の意見を聴きつつ、100年の森づくりという長期的視点で進められており、協定者及び関係者の継続意欲が高く、また、安全性、技術力、組織運営も確実であることから協定を5年間更新しました。

令和4年3月25日

群馬森林管理署長

担当：地域林政調整官

電話：027-210-1209

## 社会貢献の森『サントリー「天然水の森 赤城」における 森林整備活動に関する協定書

群馬森林管理署（以下「甲」という。）とサントリーホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、サントリー「天然水の森 赤城」の森林整備活動（以下「活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### 第1条（活動の目的）

甲は、所管する国有林が関東地方最大の河川である利根川の水源の一翼を担うことから、良質な水を首都圏をはじめとする多くの住民に供給する責務を負っている。乙は、利根川水系から地下水を含む多くの水の供給を受け商品化しており、「水と生きるSUNTORY」のことばどおり、良質な水の持続的な確保の一環として水源地域の森林整備に取り組んでいる。

赤城西部地域の国有林は、ほぼ半数が人工林であったが、過去の台風被害などにより荒廃地が多くあり、針広混交林化も進んでいる。

また、ツキノワグマ、シカ、カモシカ、イノシシなどの野生動物も多く、多様性に富んだ森林に変化しつつある。

今後、この森林については自然の復元力を助長させつつ、水土保持機能を最大限に発揮させ、かつ利用可能な木材資源は供給するという方向で森林整備を推進する必要がある。

甲と乙は、平成20年12月以降それぞれの能力を補完しながら、この森林整備を達成することとし、具体的には、乙は、地下水の涵養力を高めるための森林整備活動及び水に関する新たな知見の発掘につながる調査・研究などの活動とこれらにかかわるボランティア活動を行い、甲は、地域管理経営計画等に基づく森林整備を行うとともに、長年培ってきた森林・林業に関する技術力を提供する。

### 第2条（活動の場の名称、位置及び面積）

甲は、群馬森林管理署赤城山国有林325林班ほか11林班（別添）の国有林約1,300haを森林整備等の活動の場（以下「対象国有林」という。）として提供するものとする。

活動の名称は、活動の名称は、サントリー「天然水の森 赤城」とする。

### 第3条（目標とする期間）

森林整備は、その効果を発揮させるためには非常に長期間を要することにかんがみ、乙は、活動の目標期間を100年として責任ある体制を維持するものとする。

### 第4条（協議会の設置）

乙は、対象国有林を100年という長期的な視野で見つめつつ、地域の関係者やこの活動の目的に賛同する団体、学識経験者等が幅広く参画できる協議会を設置するものとする。



第5条 (活動計画書の提出び実績の報告)

乙は、活動の実施に当たって、別紙様式1により協定期間を通じた全体活動計画書を作成し、甲と調整した上で、協定締結から14日以内に甲に提出するものとする。

また、協定期間中に全体活動計画の内容を著しく変更しようとする場合には、あらかじめ甲と協議し、全体活動計画書の変更を甲に提出するものとする。

2 乙は、毎年度の活動の実施に当たって、甲と調整した上で、別紙様式2により年間活動計画書を甲に提出するものとする。

3 乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6条 (活動の実施)

乙は、前条の活動計画に即して活動を実施するものとする。

2 乙は、前項の活動の実施に当たっては、事前に責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、書面 (FAX、電子メールによる場合を含む) 等をもって甲に連絡する。

3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7条 (安全確保等の措置)

乙は、本協定に基づく活動のすべてに責任を持ち安全対策に万全を期して行うこととする。

また、事故防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時の連絡体制、緊急措置及び事後措置に万全を期すこと。

(2) 万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ活動参加者等に対し明示するとともに、活動参加者を傷害保険等に加入させること。

第8条 (経費の負担)

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第9条 (立木竹等の所有権等の権利)

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第10条 (施設の措置等)

乙は、活動に必要な資材・道具物置等の施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲と協議することとする。

2 乙は、活動を終了した場合には、設置した施設を撤去するものとする。

ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

3 乙が調査・研究等のための常設の施設を必要とする場合については、甲は、別途使用許可を検討するものとする。

第11条 (法令等の遵守)

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

## 第12条（分収造林等）

乙が対象国有林に含まれる分収造林や貸付地等について活動を希望する場合は、権利者の同意を得るものとする。

## 第13条（山火事防止等の措置）

乙は、活動参加者に対して、たばこの投げ捨て禁止等、火の始末の注意を呼びかけ、山火事の防止に万全を期すとともに、万一山火事を発見した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。

- 2 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意の呼びかけ、対象国有林及びその周辺における環境美化に努めるものとする。
- 3 乙は、対象国有林及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれなどの異状を認めた場合には、遅滞なく甲に連絡するよう努めるものとする。

## 第14条（損害賠償）

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

## 第15条（協定の破棄）

この協定は、次の場合、破棄することができるものとし、この場合甲は、乙に事前に通知するものとする。

- (1) 対象国有林に係る法令等に違反する行為があった場合。
  - (2) この協定に基づいた活動の実施の見込みがなく、又は活動の実施に著しい障害が生じたものと認められる場合であって、乙から甲に対し別紙様式4による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合。
  - (3) 対象国有林の全部又は一部を、国又は地方公共団体において、公用、公共用又は国の公益事業の用に供する必要が生じた場合。
  - (4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合。
  - (5) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合
- 2 乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

## 第16条（協定の有効期間）

- 1 この協定は、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、甲乙双方が活動の継続の必要性を認めた場合、第3条の目標期間に根拠した継続性を基本として、協定を更新するものとする。なお、その場合の有効期間は、地域管理経営計画（利根下流地域森林計画区）の計画期間と同じとする。

第17条 (その他必要と認められる事項)

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 4年 3月25日

(甲) 群馬森林管理署長

井上 康之



(乙) 東京都港区芝浦3-1-1

サントリーホールディングス株式会社

サステナビリティ経営推進本部

執行役員

風間 茂明



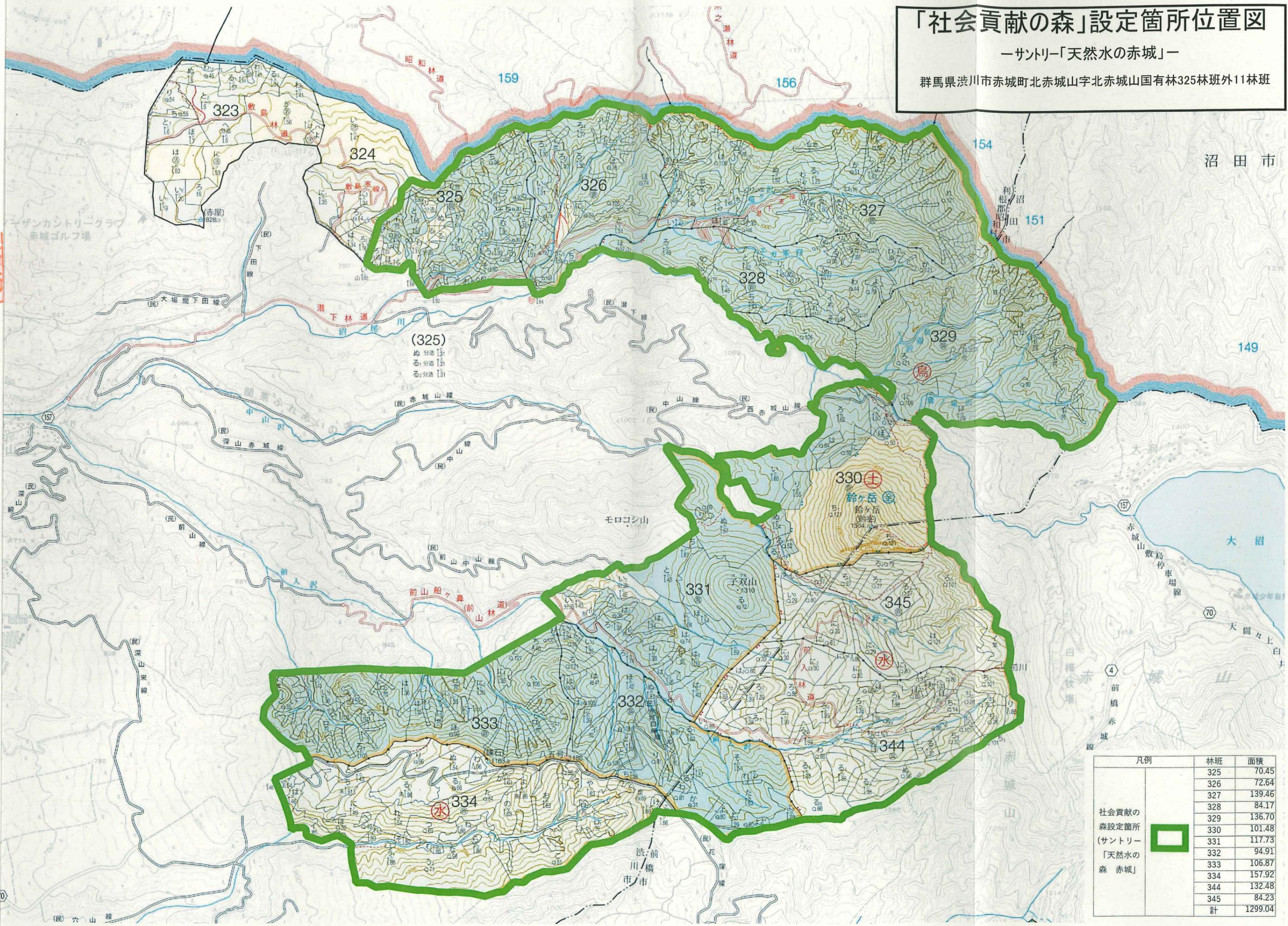
# 「社会貢献の森」設定箇所位置図

—サントリー「天然水の赤城」—

群馬県渋川市赤城町北赤城山字北赤城山国有林325林班外11林班

について  
各自その

群馬県  
森林管理  
所長之印



(325)  
ぬ分道 [3]  
る分道 [3]  
る分道 [3]

凡例	林班	面積
社会貢献の 森設定箇所 (サントリー 「天然水の 赤城」)	325	70.45
	326	72.64
	327	139.46
	328	84.17
	329	136.70
	330	101.48
	331	117.73
	332	94.91
	333	106.87
	334	157.92
	345	84.23
	計	1299.04

(別紙様式1) 「社会貢献の森」における全体活動計画書

年 月 日

群馬森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住 所

氏 名

「社会貢献の森」における全体活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 4年	2年次 5年	3年次 6年	4年次 7年	5年次 8年	合計
合 計						

(注) ・活動内容については、頻度(回数)等について記述する。  
・資材・道具置き場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署等で記入。

(別紙様式2) 「社会貢献の森」における年間活動計画書

年 月 日

群馬森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住 所

氏 名

年度「社会貢献の森」における活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積

2 年度活動計画

活動の内容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植栽、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署等で記入。

(別紙様式3) 「社会貢献の森」における年間活動実績報告書

年 月 日

群馬森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住 所

氏 名

年度「社会貢献の森」における活動実績報告書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積

2 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容 (数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載してください。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人等により区分してしてください。

本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告してください。

3 その他

(別紙様式4) 「社会貢献の森」の協定解消の申請書

年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

協定者 (代表者)  
住所  
氏名

1 協定の森の名称・位置・面積・協定の有効期間

2 これまでの活動経緯・現状

3 協定解消を求める事由

4 施設等の有無

(1) 撤去必要な施設等の有無

有・無

(2) (1) で「有」とした場合の、施設種類・施設数

(3) (1) で「有」とした場合の、施設撤去予定期日

年 月 日

名称	位置	面積	協定の有効期間
	国有林 林班 小班	ha	年 月 日 ~ 年 月 日
	国有林 林班 小班	ha	年 月 日 ~ 年 月 日